



松浦市では、国の「出産・子育て応援交付金事業」を活用し、妊婦・子育て家庭のみなさんが、より安心して出産・子育てができるよう、令和5年4月1日から**1. 伴走型相談支援**と**2. 経済的支援**を一体的に実施する「松浦市出産・子育て応援事業」を実施しています。

### 1. 伴走型相談支援について

妊娠届出時から妊婦・ご家族に寄り添い、出産・子育ての見通しを立てるための面談やアンケートの機会を拡充し、出産後まで必要な支援を行っていきます。

なお、以下の面談等の機会以外でも、随時、ご相談には応じていますので、心配なことや確認しておきたいこと等あればご連絡ください。

面談アンケート	実施時期	実施内容
1回目	妊娠届出時	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付時に妊婦・ご家族と面談後、アンケートを実施します。</li> <li>代理人による妊娠届出の場合は、後日、妊婦との面談を行います。</li> </ul>
2回目	妊娠6～8か月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者全員にアンケートとマタニティ教室の案内を送付します。</li> <li>初めて妊娠した方に対して訪問面談を行います。</li> <li>出産経験がある妊婦のうち希望者に対して面談を行います。</li> </ul>
3回目	生後1～4か月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児家庭全戸訪問により産婦・ご家族との面談の機会を設けます。</li> <li>※乳児家庭全戸訪問とは、保健師・助産師等が、赤ちゃんがいる全てのご家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聞いたり、子育てに関する情報を伝えたりする事業です。</li> <li>※ご希望により、生後1か月になる前でも訪問することができます。</li> </ul>

### 2. 経済的支援について（出産・子育て応援給付金）

出産・子育てにかかる経済的負担の軽減のため、伴走型相談支援における面談・アンケートを実施した対象者に対して出産・子育て応援給付金を支給します。



#### （1）給付金の対象者・金額

給付の区分	出産応援給付金（妊娠期）	子育て応援給付金（子育て期）
対象者	R5年4年1日以降に妊娠届出をした妊婦 ※医療機関で妊娠の事実を確認した方に限ります。	R5年4年1日以降に生まれた子どもの養育者 ※原則として、父または母のうち乳児家庭全戸訪問事業で面談した方に限ります。
金額	妊婦1人あたり5万円	子ども1人あたり5万円
申請時期	妊娠届出時の面談後に申請書をお渡しします。 妊娠中に申請してください。	出生届の手続き時に申請書とアンケートをお渡しします。乳児家庭全戸訪問の時に保健師へ提出してください。 生後4か月頃までに申請してください。
支給時期	申請書提出後、概ね1か月以内に支給します。	申請書提出後、概ね1か月以内に支給します。

#### （2）申請要件

- ①申請時点で松浦市に住民登録があること。
- ②「1. 伴走型相談支援」に基づく面談実施と、アンケート回答が完了していること。
- ③出産・子育て応援事業の適切な実施のために、関係機関等に必要な情報を確認し、情報共有していくことに同意すること。

【問合せ先】 松浦市子育て・こども課 子育て支援係  
〒859-4598 松浦市志佐町里免 365  
電話番号：0956-72-1111(内線197) fax：0956-72-1115



## 出産・子育て応援事業 Q&A



### Q1. R4年3月31日に出産した場合、対象になりますか？

A. 対象になりません。R4年4月1日以降に出産された場合、出産応援給付金・子育て応援給付金の対象となります。

### Q2. 出産応援給付金は、父親が受け取ることができますか？

A. できません。出産応援給付金の支給対象者は、妊婦に限られています。(すでに出産している場合は、母親に対して支給します。)

### Q3. 子育て応援給付金は、父親が受け取ることができますか？

A. 子どもの養育者に対して、支給するものですので、父親も申請が可能です。ただし、乳児家庭全戸訪問時に面談を受けていただく必要があります。(面談時に母親のみ対応した場合は、母親が申請者となります。)

### Q4. 双子を出産した場合の給付金はいくらになりますか？

A. 出産応援給付金5万円(妊婦1人分)、子育て応援給付金10万円(5万円×子ども2人)の計15万円になります。

### Q5. 出産後、しばらく市外の実家に里帰りする場合は、給付金の申請はどうしたら良いですか？

A. 出産後、1～2か月程度で松浦市に帰って来られる場合は、帰宅後に乳児家庭全戸訪問を行い、給付金の申請について案内します。里帰りが長期にわたる場合や早めに乳児家庭全戸訪問を受けたい場合は、里帰り先の自治体の協力を得て、乳児家庭全戸訪問を行い、面談・アンケート結果を確認した上で、松浦市から給付金の申請案内を行います。

### Q6. 妊娠後、流産(死産)した場合、給付金の対象となりますか？

A. 対象となります。

### Q7. 出産後、乳児家庭全戸訪問がある前に子どもが亡くなった場合、給付金の対象となりますか？

A. 対象となります。

### Q8. 日本国外に滞在中に妊娠し、日本での妊娠届出をしないまま出生した場合、対象になりますか？

A. 妊娠届出時の面談を受けていないため、出産応援給付金の支給対象になりません。妊娠期間中に帰国して妊娠届出をしている場合は、出産応援給付金の対象となります。出生後、帰国し、松浦市に住民登録した場合は、子育て応援給付金の対象となります。(ただし、子どもが満3歳に達した日以降は申請ができません。)

### Q9. 転入前の住所地で、各給付金に該当する支援を受けた場合、松浦市にも申請ができますか？

A. 国の出産・子育て応援交付金を活用した経済的支援をすでに受けている場合、重複して給付を受けることはできません。

### Q10. 松浦市での事業が始まる前に市外に転出した場合は、どこに申請すれば良いですか？

A. 転出先の住所地(現住所のある自治体)にまずご確認ください。

### Q11. 松浦市で面談を受けた後に転出しました。給付金の申請はできますか？

A. 松浦市への給付金の申請が可能です。なお、転出先の自治体に申請することも可能ですが、転出先の自治体で再度面談を受けていただくこととなります。

### Q12. DV被害等の理由で松浦市に避難していて、住民登録がありません。申請できますか？

A. 松浦市への給付金の申請が可能です。面談の実施は必要となりますので、直接お問い合わせください。

～その他、ご不明な点は、「松浦市子育て・こども課」へお問い合わせください～